第21回
定時株主総会
招集ご通知

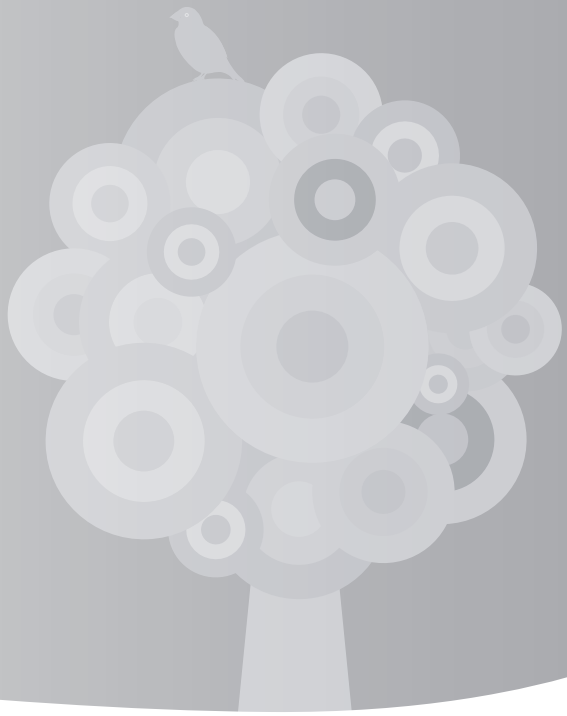

日時

2021年6月24日（木曜日）

午前11時00分（受付開始　午前10時30分）

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス会議室4D

※本年は、開催場所を変更しております。最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案　**剰余金処分の件**
第2号議案　**取締役4名選任の件**
第3号議案　**監査役1名選任の件**

目次

第21回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
（添付書類）
事業報告 …… 11
連結計算書類 …… 28
計算書類 …… 31
監査報告書 …… 34

株式会社ランディックス

証券コード：2981

証券コード　2981
2021年６月９日

株 主 各 位

東京都世田谷区新町３-22-２
ランディックスビルファースト
株式会社ランディックス
代表取締役社長　岡　田　和　也

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて、今般当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願い致します。
　事前に議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月23日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　2021年６月24日（木曜日）午前11時00分（受付開始　午前10時30分）
2. 場　　所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号 渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス 会議室４Ｄ
3. 目的事項
報告事項
1. 第21期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ご出席の際は、株主総会開催日現在の新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://landix.jp/ir）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://landix.jp/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

＜本株主総会の事後動画配信につきまして＞
本株主総会は、事後の動画配信を行います。視聴開始予定日：2021年7月6日（火）
詳細決定次第、当社HP（https://landix.jp）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）による議決権行使

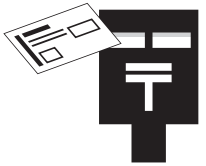

同封の
議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただき
ご返送ください。

行使期限
2021年6月23日（水）
午後6時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使

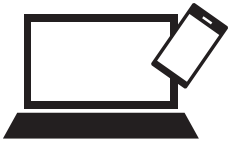

当社指定の
議決権行使ウェブサイト
にて各議案に対する賛否
をご入力ください。

行使期限
2021年6月23日（水）
午後6時30分受付分まで

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
2021年6月24日（木）午前11時

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行㈱ 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**
（平日 9：00～21：00）

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**
（平日 9：00～17：00）

インターネットによる議決権行使のご案内

1．「スマート行使」による方法
（1）同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力は不要です)。
（2）「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記２．に記載の方法でご修正いただきますようお願い申しあげます。

2．ID・パスワード入力による方法
（1）「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト	https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（2）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
（3）パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
（4）パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3．ご注意
（1）行使期限は2021年６月23日（水曜日）午後６時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
（2）郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
（3）インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
（4）インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について

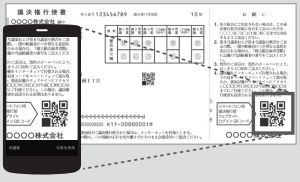

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権を行使できます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金　40 円　　総額 112,968,600円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月25日

第２号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（５名）は、任期満了となります。つきましては、１名減員して取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	岡田（おかだ） 和也（かずや） (1969年５月24日)	1991年４月　協立広告株式会社入社 1993年11月　城南リハウス株式会社入社 1995年４月　株式会社ランディックス(旧会社)入社 2001年２月　当社入社 2002年６月　当社代表取締役社長就任（現任） 2003年８月　株式会社グランデ設立、取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社グランデ　取締役	1,162,500株
2	古室（こむろ） 健（けん） (1965年11月18日)	1988年４月　住友不動産販売株式会社入社 2013年４月　当社入社 2017年３月　当社取締役就任 2019年４月　当社取締役桜新町センター長就任 2020年６月　当社専務取締役流通営業本部長就任（現任） 株式会社グランデ取締役就任 2021年３月　株式会社グランデ代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社グランデ　代表取締役	5,000株

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	中野（なかの） 剛（ごう） (1971年9月28日)	2005年 9月　株式会社デジタルハーツ入社　経理部長就任 2006年 1月　同社取締役管理部統括部長就任 2008年 4月　同社常務取締役CFO就任 2010年 4月　同社専務取締役管理本部・経営企画室・社長室管掌 2013年 7月　株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）入社 ディレクター 2014年 1月　株式会社ヘリオス社外監査役（常勤）就任 2015年 4月　株式会社フレアス経営顧問 2016年10月　同社社外取締役就任 2017年 8月　同社取締役管理本部長就任 2020年 4月　同社取締役 2020年 6月　当社取締役管理部長就任（現任） (重要な兼職の状況) なし	－
4	西村（にしむら） 弘之（ひろゆき） (1962年7月3日)	1985年 4月　アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー(現アクセンチュア株式会社)入社 1990年 9月　同社マネージャー 1995年 9月　同社アソシエートパートナー 1997年 9月　同社パートナー 2010年 8月　MUI株式会社設立、同社代表取締役就任（現任） 2019年 3月　当社社外取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) MUI株式会社　代表取締役	－

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者岡田和也氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 候補者西村弘之氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役となること以外に当社の経営への関与はありません。
4. 候補者西村弘之を社外取締役候補者とした理由は、コンサルティング業界における幅広い経験を持ち、当社の会社運営において事業全般に対する有用なアドバイスを行ってきた実績があるためです。また、今後も会社運営にあたっての重要な判断時のアドバイスを当社に対して行うことを期待しております。
5. 当社は、西村弘之氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
6. 当社は、候補者西村弘之氏と、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、西村弘之氏が原案通り社

外取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定です。

7. 候補者西村弘之氏は、本総会終結時点で、当社における社外取締役としての在任年数は２年となります。
8. 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な職務執行を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年７月に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役髙木和則氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、諫山祐美氏は髙木和則氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
諫山（いさやま） 祐美（ひろみ） (1979年７月28日)	2005年12月　新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2009年３月　公認会計士登録 2010年11月　諫山公認会計士事務所 所長 2011年10月　株式会社メディカルリサーチアンドテクノロジー（現 MRT株式会社）常勤監査役就任 2014年１月　同社監査役（現任） (重要な兼職の状況) MRT株式会社　常勤監査役	－

（注）1. 候補者諫山祐美氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 候補者諫山祐美氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役となること以外に当社への経営への関与はありません。

3. 候補者諫山祐美氏を社外監査役候補者とした理由は、上場会社における、社外監査役としての十分な経験を持ち、監査役監査業務全般を適切に運営してきた実績があるためです。また、公認会計士資格を保有していることからも、監査役監査業務の実行とともに、当社事業への適切なアドバイスを行うことを期待しております。

4. 当社は、候補者諫山祐美氏が社外監査役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

5. 候補者諫山祐美氏が原案通り社外監査役に選任された場合、社外監査役として職務を遂行するにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な職務執行を支えるため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年７月に更新予定となっております。本議案でお諮りする新任の候補者については、選任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大と長期化が懸念され、個人消費の低迷等、先行き不透明な状況が継続しました。

当社グループが属する不動産住宅市場におきましては、緊急事態宣言期間の外出自粛要請、その他社会的な外出懸念を起点とした住宅取引の一時的な落ち込みはあったものの、住宅ローン金利を左右する短期プライムレートは低位に安定的に推移しているほか、新型コロナウイルスの影響による住環境への見直しという新たな購入需要があるなど、住宅用不動産領域の市場環境については一定程度回復しました。また、当社グループの事業エリアである東京都内における戸建住宅のマーケット状況においても当連結会計期間の下半期（2020年10月～2021年３月）における新築戸建等の成約数は前年同期比で121.7%となっており、住宅需要は堅調に推移しております（東日本不動産流通機構マーケットデータ2020年10月～2021年３月：月例マーケットウォッチによる）。

このような状況の中、当社グループにおいては、効率的な営業活動が可能な営業基盤の維持・強化を目的として、インターネットを通じた不動産ビジネス展開と顧客とのリテンション強化に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度においては、全成約顧客のうち53.7%がインターネットを通じた成約、35.0%が当社グループの協力業者・リピート顧客・紹介顧客による成約となり、これらが全体の88.7%を占めております。

仕入面については、販売用自社物件の在庫余力を積み増すことができ、当連結会計期間末の棚卸在庫総額は3,183,339千円となり、前年同期と比べ942,830千円の増加（対前年増加率42.1%）となりました。

また、今後の事業規模拡大へ向けた、不動産プラットフォーム「sumuzu Matching」については、既存コンテンツ、サービスラインナップの取捨選択およびリニューアルを行い、ユーザビリティ向上への取組を実施いたしました。さらに、新規の事業展開として、当社既存の富裕層顧客に対する収益用不動産事業の事業領域拡大に着手するとともに、2021年３月には自由が丘サテライトオフィスをオープンし、お客様へのさらなるサービス向上を図ってまいりました。

以上の結果、連結売上高が8,207,378千円（前年同期比101.5%）となり過去最高を更新いたしました。また、連結営業利益は672,336千円（前年同期比67.1%）、連結経常利益は639,223千円（前年同期比66.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は429,454千円（前年同期比63.6%）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①sumuzu事業

sumuzu事業においては、2018年１月にリリースした自社サイト「sumuzu」の認知度とブランド力の向上により、従前の対面接客だけの販売方法に加えて多くの潜在顧客についても取り込むことができました。その結果、不動産販売件数、仲介件数を伸長することができ、売上高は8,151,521千円（前年同期は8,013,071千円）となりました。また、セグメント利益は880,139千円（前年同期は1,204,723千円）となりました。

②賃貸事業

賃貸事業においては、居住用の収益物件においては新型コロナウィルス感染症の拡大の影響による急な退去などはなかったもののリゾート施設における賃料収入においては落ち込みがみられました。その結果、売上高は54,430千円（前年同期は71,076千円）、セグメント利益は23,026千円（前年同期は36,870千円）となりました。

(部門別売上高)

(単位：千円)

セグメント区分	前期：第20期 (2020年３月期)		当期：第21期 (2021年３月期)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
sumuzu事業	8,013,071	99.1%	8,151,521	99.3%	101.7%
賃貸事業	71,076	0.9%	54,430	0.7%	76.6%
その他の事業	2,337	0.0%	1,426	0.0%	61.0%
合計	8,086,485	100.0%	8,207,378	100.0%	101.5%

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主たる事業である不動産仲介事業は、大手不動産業者との競合が激化する一方、不動産とインターネットやAI（人工知能）などの先端技術を融合させたReal Estate Techの台頭が本格化しており、新たな業界のビジネスモデルとして存在感を増しております。

このような外部環境の変化に柔軟に対応し、事業基盤のより一層の拡大のために、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、事業展開を図る所存です。

① マッチングビジネスの強化と新規顧客の獲得

当社で展開している建築家・ハウスメーカーと顧客を結ぶマッチングサービス「sumuzu」を活用し、土地探しから完成・引き渡しまでをワンストップサポートすることで、ネット×リアル店舗の連携の強化を図り、新規顧客の獲得へつなげます。

② 営業力強化

不動産分野において、富裕層顧客へ高いライフバリューを提供する企業を目指し、従来の信頼関係重視の営業スタイルを更に強化します。不動産関連知識、法制度の情報共有、

営業スキルの拡充を図るべく、若手社員を対象とした定期的な研修会（年間スケジュール化）の開催及び資格取得に向けた勉強会を行い、営業スタッフのレベルアップを図ることにより、より強力な営業力を確保します。

③　富裕層顧客データの強化

当社の効率的営業の基礎となる富裕層顧客データの蓄積が、今後の当社の成長加速に大きく寄与すると考えております。「不動産テック統括部」の人員を増員・強化するとともに、集客情報、契約情報、その他記事コンテンツなどのデータ流入から、富裕層顧客データを効率的にストックしていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区　分	第18期	第19期	第20期	第21期 (当連結会計年度)
	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
売上高 (千円)	5,581,200	6,441,093	8,086,485	8,207,378
経常利益 (千円)	664,429	832,728	969,085	639,223
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	436,919	571,611	675,228	429,454
1株当たり当期純利益 (円)	191.29	245.70	275.40	153.20
総資産 (千円)	6,053,067	6,813,854	8,157,181	9,021,346
純資産 (千円)	2,632,440	3,191,619	4,474,916	4,820,177
1株当たり純資産 (円)	1,133.21	1,367.04	1,612.35	1,706.73

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 当社では、第20期より連結計算書類を作成しております。なお、第18期及び第19期は参考として連結財務諸表の数値を記載しております。
3. 当社は2017年6月27日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

会社名	本社所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グランデ	東京都渋谷区	10,000千円	100.0%	不動産販売事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社グランデ	東京都渋谷区恵比寿１丁目15番１号	1,040,000千円	4,848,101千円

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社におけるセグメント別の主要な商品・サービスは次のとおりです。

① sumuzu事業

顧客（売主・買主共に）の不動産売買仲介と、それに付随して発生する建築の請負紹介事業、マッチングプラットフォームの運営。

② 不動産賃貸事業

当社で保有している不動産からの収益事業。

(8) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

① 当社

名　称	所在地
本　社	東京都世田谷区
自由が丘センター	東京都世田谷区
恵比寿センター	東京都渋谷区
自由が丘サテライトオフィス	東京都目黒区

② 子会社

「(6) 重要な親会社及び子会社の状況　② 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

(2021年３月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
56名	33.1歳	3.2年

(注)　従業員は就業人数で記載しています。

(10) 主要な借入先 (2021年３月31日現在)

借入先の名称	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	1,736,566
株式会社三菱UFJ銀行	1,058,174
株式会社横浜銀行	307,010
株式会社きらぼし銀行	239,878
株式会社三井住友銀行	221,500

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数 8,000,000株
（2）発行済株式の総数 2,824,293株
（3）株主数 1,498名
（4）大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
岡田和也	1,162,500株	41.16%
エムジェイ・アール合同会社	500,000株	17.70%
岡田英利子	120,000株	4.25%
岡田光盛	120,000株	4.25%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	57,700株	2.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	50,200株	1.78%
渡邉光章	35,000株	1.24%
宇野康秀	30,000株	1.06%
畔柳賢吾	23,800株	0.84%
石田俊正	20,400株	0.72%

（注） 持株比率は自己株式（78株）を控除して算出しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）当事業年度末日における新株予約権等の状況

項　目	第１回新株予約権 （2017年12月25日発行）	第２回新株予約権 （2018年12月13日発行）	第３回新株予約権 （2019年３月18日発行）
新株予約権の数	42,100個	10,000個	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式　42,100株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　10,000株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　6,000株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	１個あたり1,120円	１個あたり1,320円	１個あたり1,320円
新株予約権を行使することができる期間	2019年12月26日 ～2027年11月25日	2020年12月14日 ～2028年11月13日	2021年３月19日 ～2029年２月18日
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②当社の普通株式いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②当社の普通株式いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②当社の普通株式いずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（2）当事業年度末日における当社役員の保有状況

保有者	第１回 新株予約権 (2017/12/25)	第２回 新株予約権 (2018/12/13)	第３回 新株予約権 (2019/３/18)	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	38,600個	0個	0個	2名
社外取締役	0個	0個	5,000個	1名
監査役	0個	5,000個	0個	1名

（3）当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡　田　和　也	株式会社グランデ 取締役
専務取締役 流通営業本部長	古　室　　健	株式会社グランデ 代表取締役
取締役	小　野　雅　之	株式会社グランデ 取締役
取締役 管理部長	中　野　　剛	—
取締役	西　村　弘　之	MUI株式会社 代表取締役
常勤監査役	髙　木　和　則	株式会社グランデ 監査役
監査役	岡　本　　弘	—
監査役	堀　内　雅　生	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 常勤監査役 株式会社サイバーエージェント 社外取締役監査等委員 フォースタートアップス株式会社 社外取締役

（注）1. 取締役西村弘之氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役髙木和則氏、岡本弘氏、堀内雅生氏は、ともに会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役西村弘之氏、監査役髙木和則氏、岡本弘氏および堀内雅生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役髙木和則氏、岡本弘氏、堀内雅生氏は、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年６月25日開催の第20回定時株主総会において中野剛氏が新たに選任され就任いたしました。
6. 2020年６月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、渡邉光章氏および中山周一郎氏は取締役を退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容

当社と取締役西村弘之氏、監査役髙木和則氏、岡本弘氏および堀内雅生氏は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合には同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	対象人員	当事業年度に係る報酬等の総額	摘　要
取締役 (うち社外取締役)	7 名 (1 名)	102,033千円 (1,200千円)	(注) 2、4、5
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	10,680千円 (10,680千円)	(注) 3
合　計	10 名 (4 名)	112,713千円 (11,880千円)	―

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年６月23日開催の第17回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年６月23日開催の第17回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。
4. 上記の取締役の対象人員及び当事業年度に係る報酬等の総額には、2020年６月25日開催の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
5. 株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の個別報酬額の決定については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長岡田和也に再一任しております。業績並びに当社及び同業他社の利益水準等を基礎としつつ、各取締役の日常的な職務執行の状況を勘案して決定するにあたっては代表取締役社長が決定することが適切と判断したためであります。なお、各取締役の個別報酬額の決定に際しては、代表取締役社長は社外取締役への意見聴取を実施することとし、当該手続きを通じて決定プロセスの適正化を図っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

氏　名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
西村弘之 (社外取締役)	MUI株式会社	代表取締役	当社とMUI株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
髙木和則 (社外監査役)	株式会社グランデ	監　査　役	当社の完全子会社
堀内雅生 (社外監査役)	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS	常勤監査役	当社と株式会社USEN-NEXT HOLDINGSとの間に重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社サイバーエージェント	社外取締役 監査等委員	当社と株式会社サイバーエージェントとの間に重要な取引その他の関係はありません。
	フォースタートアップス株式会社	社外取締役	当社とフォースタートアップス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
社外取締役	西 村 弘 之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回出席し、企業経営に関する豊富な経験と専門的知識に基づいて、経営方針や経営計画などに関する有益な助言、提言を行っております。
社外監査役	髙 木 和 則	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社の経営の監視と健全な経営のために必要な適切な発言を行っております。
社外監査役	岡 本 弘	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、すべての回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験、株式市場に関する専門的な知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社の経営の監視と健全な経営のために必要な適切な発言を行っております。
社外監査役	堀 内 雅 生	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、すべての回に出席し、企業経営に関する豊富な経験、財務・経理・税務・内部統制に関する専門的な知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社の経営の監視と健全な経営のために必要な適切な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,400千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.会計監査人の報酬等については、監査役会が取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社グループにおきましては、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的とし、2019年１月17日開催の定時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の制定の決議をしております。経営トップからの経営の基本方針の発信や、コンプライアンス委員会を基軸にした社員教育の強化、コーポレート・ガバナンスにおける健全な企業風土の強化に努めることとしており、主な内容については以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役等には、その職務執行が法令及び定款に適合するとともに、企業倫理を重んじ、社会的責任を果たすことを徹底しております。

(2) コンプライアンス推進の主管部門を定め、管理部としております。

(3) 取締役やその他の管理職によって構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する研修・意識共有を行うことにより、コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成しております。

当事業年度においてはコンプライアンス委員会を２回開催し、特定テーマについて集中的に議論いたしました。

(4) 「取締役会規程」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について円滑な報告がなされる体制を整備しております。

当事業年度においては取締役会を15回開催し、意思決定の適正化を図るとともに、社外取締役及び社外監査役に対して定期的な業務報告を実施しております。

(5) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応しております。

(6) 連絡先が監査役および顧問弁護士に設定された「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築しており、内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については内部通報規程によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととしております。

(7) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査人による監査を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営について自主性を尊重しつつ、業績、経

営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜報告を求めるものとしております。

(2) 管理部・経営企画室・内部監査人が子会社のコンプライアンス体制・リスク管理体制を監視すると同時に、内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導しております。

(3) 当社内に子会社の内部通報窓口を設けることにより、業務の適正確保に努めております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有しております。

(2) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」により定めております。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当責任者は取締役管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部としております。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応しております。

当事業年度においては、リスクの顕在化を防止することを目的として、業法等の遵守に係る研修会を実施しております。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進しております。

(2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図っております。

(3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告しております。

⑦ 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」）を置くことを求めた場合

は、適切な人員を選定することができます。
(2) 当該補助使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該補助使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとしております。
(3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、その他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。
(4) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告することとしております。
ａ．当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
ｂ．当社の内部監査部門の活動概要。
ｃ．当社の内部統制に関する活動概要。
ｄ．リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況。
(5) 会社は、監査役へ報告した者に、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いをしてはならないこととしております。
(6) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。
(7) 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担しております。
(8) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等をもち、また監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備しております。
(9) 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができることとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,945,495**	**流動負債**	**3,053,838**
現金及び預金	3,643,533	短期借入金	2,679,900
たな卸資産	3,183,339	1年内返済予定の長期借入金	90,818
その他	118,623	未払法人税等	36,099
固定資産	**2,075,850**	賞与引当金	1,542
有形固定資産	**1,927,800**	その他	245,477
建物及び構築物	312,169	**固定負債**	**1,147,331**
車両運搬具	2,586	長期借入金	1,095,810
工具、器具及び備品	5,972	その他	51,520
土地	1,560,376	**負債合計**	**4,201,169**
建設仮勘定	46,694	(純資産の部)	
無形固定資産	**181**	**株主資本**	**4,820,177**
その他	181	**資本金**	**486,594**
投資その他の資産	**147,868**	**資本剰余金**	**699,462**
その他	147,868	**利益剰余金**	**3,634,311**
		自己株式	△191
		純資産合計	**4,820,177**
資産合計	**9,021,346**	**負債・純資産合計**	**9,021,346**

※　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**8,207,378**
売上原価		**6,415,961**
売上総利益		**1,791,417**
販売費及び一般管理費		**1,119,080**
営業利益		**672,336**
営業外収益		
その他	699	**699**
営業外費用		
支払利息	32,512	
その他	1,299	**33,811**
経常利益		**639,223**
特別利益		
保険解約返戻金	18,969	**18,969**
特別損失		
固定資産除却損	147	**147**
税金等調整前当期純利益		**658,046**
法人税、住民税及び事業税	232,335	
法人税等調整額	△3,743	**228,591**
当期純利益		**429,454**
親会社株主に帰属する当期純利益		**429,454**

※　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	459,210	672,078	3,343,627	－	4,474,916	4,474,916
当期変動額						
新株の発行	27,384	27,384	－	－	54,768	54,768
剰余金の配当	－	－	△138,769	－	△138,769	△138,769
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	429,454	－	429,454	429,454
自己株式の取得	－	－	－	△191	△191	△191
当期変動額合計	27,384	27,384	290,684	△191	345,260	345,260
当期末残高	486,594	699,462	3,634,311	△191	4,820,177	4,820,177

※　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,116,054**	**流動負債**	**595,742**
現金及び預金	2,081,384	短期借入金	420,000
売掛金	2,518	1年内返済予定の長期借入金	60,674
前払費用	17,616	未払金	25,299
その他	14,535	未払費用	13,891
固定資産	**2,732,046**	前受金	34,404
有形固定資産	**1,600,448**	預り金	21,179
建物	279,306	前受収益	3,422
車両運搬具	2,586	賞与引当金	1,542
工具、器具及び備品	5,301	その他	15,328
土地	1,266,559	**固定負債**	**685,322**
建設仮勘定	46,694	長期借入金	654,894
無形固定資産	**181**	資産除去債務	16,604
ソフトウエア	181	その他	13,823
投資その他の資産	**1,131,416**	**負債合計**	**1,281,064**
関係会社株式	1,040,000	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	32,642	**株主資本**	**3,567,037**
その他	58,774	**資本金**	**486,594**
		資本剰余金	**476,594**
		資本準備金	476,594
		利益剰余金	**2,604,040**
		その他利益剰余金	2,604,040
		自己株式	**△191**
		純資産合計	**3,567,037**
資産合計	**4,848,101**	**負債・純資産合計**	**4,848,101**

※　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売上高		**838,499**
売上原価		**27,354**
売上総利益		**811,144**
販売費及び一般管理費		**756,321**
営業利益		**54,823**
営業外収益		
受取配当金	275,002	
その他	2,861	**277,863**
営業外費用		
支払利息	5,386	
その他	412	**5,798**
経常利益		**326,887**
特別利益		
保険解約返戻金	18,969	**18,969**
特別損失		
固定資産除却損	147	**147**
税引前当期純利益		**345,710**
法人税、住民税及び事業税	43,764	
法人税等調整額	△17,486	**26,277**
当期純利益		**319,432**

※　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	459,210	449,210	449,210	2,423,378	2,423,378	－	3,331,798	3,331,798
当期変動額								
新株の発行	27,384	27,384	27,384	－	－	－	54,768	54,768
剰余金の配当	－	－	－	△138,769	△138,769	－	△138,769	△138,769
当期純利益	－	－	－	319,432	319,432	－	319,432	319,432
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△191	△191	△191
当期変動額合計	27,384	27,384	27,384	180,662	180,662	△191	235,239	235,239
当期末残高	486,594	476,594	476,594	2,604,040	2,604,040	△191	3,567,037	3,567,037

※　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社ランディックス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　秋山　高広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　永井　公人	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ランディックスの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランディックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社ランディックス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋山　高広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永井　公人　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ランディックスの2020年４月１日から2021年３月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議にインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ランディックス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　髙　木　和　則　㊞

監　査　役（社外監査役）　岡　本　　弘　㊞

監　査　役（社外監査役）　堀　内　雅　生　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号 渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス 会議室４Ｄ

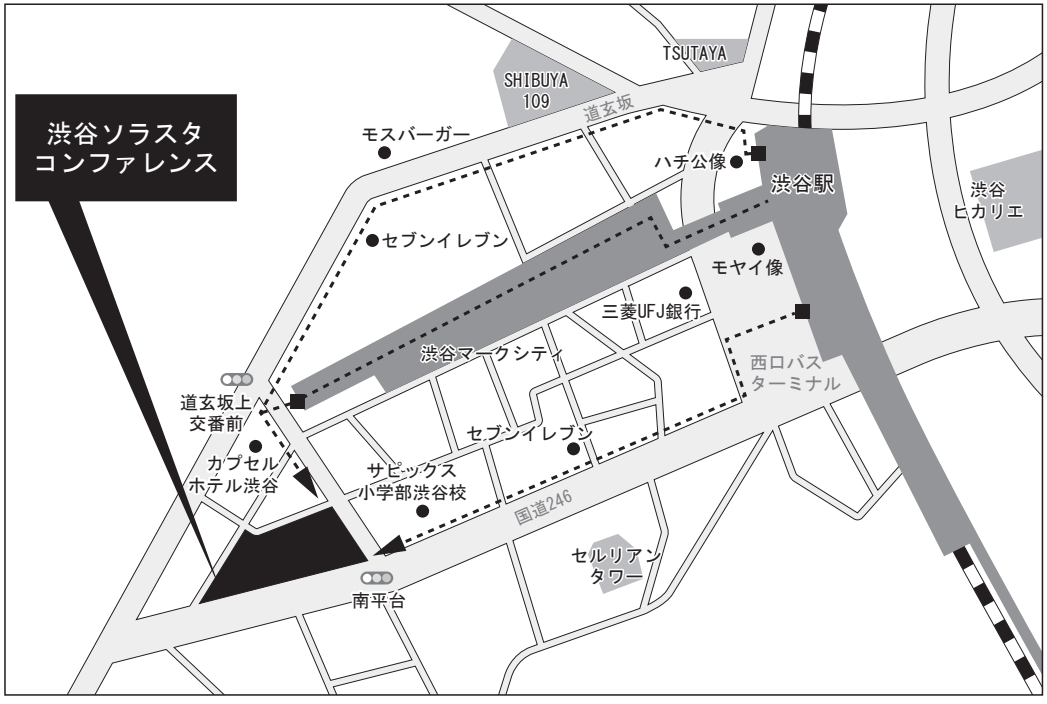

アクセス　●JR各線　「渋谷」駅 西口 徒歩６分
※渋谷マークシティ出口より徒歩２分
●京王井の頭線　「神泉」駅 徒歩４分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性がございます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。